

「地域に合った移動の仕組み作り」

活動資金助成

募集要項

募集期間 2018年11月1日～2019年2月28日

一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金

一般財団法人トヨタ・モビリティ基金は、2014年8月の設立以来、豊かなモビリティ社会の実現に貢献することを目的に、日本の中山間地域における移動の不自由を解消するプロジェクトへの助成や、助成活動を通じて得た学びを冊子「みんなで作る地域に合った移動の仕組み」の発行、さらには、新興国における交通手段の多様化、人工知能による交通流最適化の共同研究など、世界のモビリティ分野における課題に取り組んでいます。

1 本助成事業の主旨

- 1.1 本助成事業は、人口減少と高齢化に直面する日本において、地域公共交通の縮小による移動困難者の増加が懸念される中、情報技術の活用や、地域の様々な分野（交通、福祉、教育、医療、観光等）で活動する様々なプレイヤー（行政、市民、公共交通事業者をはじめとした企業、NPOなど）による連携、さらには複数の地方公共団体の連携といった、新しい発想を取り入れ、イノベーティブな移動の仕組みづくりや社会実装を行う地域を助成金により支援するものです。
- 1.2 また本助成事業を通じ、各地の事例や学びを「地域に合った移動の仕組み」Web サイトにて紹介し、同様の活動を行う方々にとって情報共有の場を提供することを目指しています。

2 応募条件

2.1 対象者となる団体

- 地域における移動課題の解決に向けて、地域が主体となり新しいテクノロジーや他分野との連携といった新しい発想を取り入れ、地域に合った移動の仕組み作りを目指す活動を主体的・かつ継続的に行う地方公共団体、NPO等の市民団体、民間企業、各種法人が対象です。（個人は対象になりません）
- 地方公共団体以外が応募する場合には、活動予定地域を管轄する地方公共団体による確認状が必要です。

2.2 対象となる事業内容

- 地域の移動課題の解決を目指す、以下の(1)～(5)の内容を含む事業
 - (1) 複数の分野の多様なプレイヤーが連携するための体制を形成する
 - (2) 対象地域の市民と移動課題を共有する機会（広報活動やワークショップ等）を用意する
 - (3) 対象地域において車両を用いた運行を行う
 - (4) 本助成対象事業に関する明確な達成目標があり、達成状況の確認を行う
 - (5) 本助成期間終了後の維持継続案がある、もしくは維持継続に向けた検討を行う

3 助成費用

3.1 助成金額

- 助成金額は、事業の内容や規模にあわせて、以下の(A)(B)から選んでください。いずれも期間は最大2年間とし、各年の分配比率に指定はありません。1年間で活動を完了させることも可能です。その場合でも上限金額は変わりません。

	助成金額	応募条件
(A)	300万円未満	「2.2 対象となる事業内容」で定めた3つ以上の内容を含む活動
(B)	300万円以上 3,000万円以下	「2.2 対象となる事業内容」で定めたすべての内容を含む活動

- 当該活動内容と期待される成果に対する助成金申請額および予算計画の内容が適切であるか、選考時に評価します。
- 採択件数は、応募案件金額と助成金総額の範囲に基づき、選考委員会で決定します。助成金総額は約10億円です。
- 選考において、申請金額を減額して助成を決定する場合があります。

3.2 対象となる費用

助成対象の活動に関する以下の費用(但し、活動期間中に発注した費用に限ります)

- ① 助成対象の活動における体制作りや、移動の仕組みの運用に関わる費用(対象地域における広報活動に要する費用を含む)
- ② 車両の借り上げ料・リース代(運行業務や車両整備等の業務を委託することは可。実施体制図に明記してください)
- ③ 情報技術(ICT)の導入や活用に関わる費用(交通需要のマッチングや運行管理等の効率的な移動の仕組みに資するシステムの開発、導入、運用に係る費用。対象地域で新規に導入されるものであれば既存のシステムの運用や利用料金に係る費用でも可。必ずしも、新規のシステム開発を行う必要はありません)
- ④ 調査実施や計画策定に関わる費用(事業を支援する専門家の人件費、旅費を含む。委託することも可。実施体制図に明記してください)
- ⑤ その他、地域の移動の仕組み作りに必要と判断される諸費用

※ 助成期間終了時に、助成金を原資として購入した残価のある資産(業務委託先が助成金を原資として購入したものを含みます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただく必要があります。詳細は「8.4 助成金および助成金で購入した資産の取扱い」をご確認ください。

※ 助成対象事業から生じた知的財産権(業務委託先において生じたものを含みます。)に対しては、トヨタ・モビリティ基金が無償で永久の使用権を保有します。また、トヨタ・モビリティ基金は、使用権を第三者に再許諾することができるものとします。

3.3 対象にならない費用

本助成対象の活動と直接関わりのない職員などへの人件費や物件費、事務所の賃借料・水道光熱費など日常の維持管理費、助成申請時に予算計画書に記載した費目以外の費用。

4 選考方法

4.1 選考委員会

- 選考委員会は、地域公共政策、交通、福祉等の産学民の有識者によって構成され、2019年3月に開催する選考会で決定します。
- 申請内容に関して、電話によるヒアリングや訪問調査をする場合があります。

4.2 選考基準 以下の点を満たしているかを総合的に判断します。

- ① 住民の意向に合致した、地域の移動課題の解決に貢献する活動である
- ② 情報技術の活用や、新しい発想や先駆的な概念やスキームを取り入れている
- ③ 地域や全国の他の団体に波及し、モデルとなりうる
- ④ 「2.2 対象となる事業内容」に記載した内容が含まれている

5 応募書類

5.1 申請方法

- 以下の「地域に合った移動の仕組み作り」Web サイトから応募書類一式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、ファイルをメールにて送付してください。（ファイルの容量の合計は10MB以下とします）

「みんなで作る地域に合った移動の仕組み」Web サイト <http://min-mobi.jp/>

	書類	提出対象団体	ファイル形式
1	応募用紙	全団体	エクセル形式
2	予算計画書	全団体	エクセル形式
3	【別紙1】 地方公共団体による 確認状	申請団体が地方公共団体以外の 場合に提出	ワード形式、PDF 形 式、写真形式のいづ れか
4	【別紙2】 連携団体概要	・連携して事業を行う団体がある場 合に提出 ・申請団体が事業者の場合は必須	エクセル形式、もし くは PDF 形式
5	【別紙3】 業務委託事業の予算 計画書もしくは見積書	100万円以上の業務委託を行う場 合、業務委託先毎に予算計画書を 作成もしくは見積書を提出	エクセル形式、もし くは PDF 形式

5.2 応募書類の送付先

トヨタ・モビリティ基金「地域に合った移動の仕組み作り」公募事務局
送付先アドレス info_min-mobi@delphys-i.jp

三営業日以内に事務局より受領メールが届かない場合は通信エラーが考えられますので、再送をお願いします。

5.3 募集期間

- 2018年11月1日～2019年2月28日(午後5時まで)
※上記時間までに到着した応募を有効とします。

6 結果の通知

6.1 2019年3月末日までに結果を通知します。

7 助成決定後の義務

7.1 定期活動報告書の提出

- 助成金交付後、活動進捗の確認のため、別途定める定期活動報告書(文章および写真や動画)を提出いただきます。必要に応じて、訪問・面談・電話などで連絡することもございます。活動に進展が見られない、また適切な実施が困難と判断した場合は、助成の中断・助成金の返金を求める場合があります。
- 定期活動報告書は活動開始後3カ月後、6カ月後、1年半後に提出していただく予定です。
- 提出された活動報告書は、「地域に合った移動の仕組み」Webサイトに掲載することがあります。

7.2 年次報告の義務

- 2020年2月に、別途定める書式にて年次報告(活動成果と助成金使用状況)をしていただきます。活動に進展が見られない、また適切な実施が困難と判断した場合は、助成を打ち切る場合があります。その場合、残存する助成金、および残価のある資産(業務委託先が助成金を原資として購入したものを含みます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。また必要に応じて、活動計画詳細と予算計画書を更新いただきます。

7.3 助成期間終了後の提出資料

当該活動終了時に、以下の書類をご提出いただきます。

- 実施完了報告書、収支報告書
- 助成活動の実施状況や成果を示す写真、資料など
- 領収書、受領書のコピー

全ての支出費用(少額の交通費を除く)に関する証憑が必要です。

7.4 効果測定・検証と成果の公表

- 活動成果を「地域に合った移動の仕組み」Webサイトに掲載することがあります。
- また、第三者(大学や学術機関等)による効果測定・検証にご協力いただくことがあります。

ます。

- その他、当財団の出版物への寄稿や発表会での講演を依頼する場合があります。

7.5 助成金および助成金で購入した資産の適切な管理

- 助成金および助成金を原資として購入する資産(助成対象者の業務委託先が助成金を原資として購入したものを含まず。)を適切に管理してください。詳細は「8.4 助成金および助成金で購入した資産の取扱い」をご確認ください。

7.6 知的財産権の適切な管理

- 助成対象事業から生じた知的財産権(助成対象者の業務委託先において生じたものを含まず。)を適切に管理し、知的財産が発生する際には、遅滞なくトヨタ・モビリティ基金までご連絡ください。詳細は「8.5 知的財産権の取扱い」をご確認ください。

8 重要な注意事項(必ずお読みください)

8.1 応募用紙の入力・記載について

- 応募用紙のフォームは変更しないでください。
- 記載事項を補足する資料がある場合は、応募書類送信時に、内容を説明の上、添付してください。

8.2 反社会的勢力、関係団体からの申請は受け付けられません。

8.3 団体情報の公表

- 助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、助成金額を公表させていただきます。

8.4 助成金および助成金で購入した資産の取扱い

- 助成期間終了時に残存する助成金、および残価のある資産(助成対象者の業務委託先が助成金を原資として購入したものを含まず。以下「残存資産」といいます。)は、トヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。ただし、助成期間終了後も引き続き残存資産を公益目的である「地域の移動課題の解決」に限定して使用する場合は、当該残存資産を返却しないことが認められることがあります。
- 残存資産の第三者(助成対象者の業務委託先を含みます。)への無償譲渡は原則としてできません。ただし、公益目的のための地方公共団体や公益法人等への無償譲渡が認められる場合があります。
- 残存資産を第三者(助成対象者の業務委託先を含みます。)に有償で譲渡する場合は、事前にトヨタ・モビリティ基金の承認を得た上で、適正対価で譲渡し、その対価はトヨタ・モビリティ基金に返却していただきます。

8.5 知的財産権の取扱い

- 助成対象事業から生じた知的財産権(助成対象者の業務委託先において生じたものを含まず。)に対しては、トヨタ・モビリティ基金が無償で永久の使用権を保有します。また、トヨタ・モビリティ基金は、使用権を第三者に再許諾することができるものとします。

8.6 個人情報取り扱い

- 申込書類に記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

8.7 確認者への連絡

- 「地方公共団体による確認状」の確認者連絡先に問い合わせをさせていただく場合があります。

8.8 申込書類などの返却

- 提出いただいた書類は返却できません。

8.9 助成金の返還

- 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- 申請した活動を取りやめた場合
- 助成の対象費用について、重複して資金助成を受けた場合

8.10 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには応ずることができません。

8.11 変更発生の場合

助成期間中に、異動、所属機関における活動の変更や中止、あるいは他の事情によって当該活動の遂行が困難になった場合は、遅滞なく「地域に合った移動の仕組み作り」公募事務局までご連絡ください。

9 お問い合わせ先

トヨタ・モビリティ基金 「地域に合った移動の仕組み作り」公募事務局

- 電話番号 052-228-9970（電話受付時間 平日 13時～17時）
- メールアドレス info_min-mobi@delphys-i.jp
（本助成の公募に関する運営は、株式会社デルフィスに委託しています。）

以上